

# 沖縄県青少年赤十字表彰要領

## (趣旨)

第1条 県内の青少年赤十字加盟の学校及び青少年赤十字メンバーを対象として、青少年赤十字活動の普及、発展、推進に特に功労のあったと認められる学校及び個人の功績をたたえ、これを表彰し、青少年赤十字活動の伸展を図る。

## (表彰審査委員会)

第2条 表彰審査委員会は、日本赤十字社沖縄県支部事務局長、総務課長、事業推進課長、沖縄県青少年赤十字賛助奉仕団委員長及び沖縄県青少年赤十字指導者協議会（以下「指導者協議会」という）会長、副会長、事務局長をもって構成する。

2 表彰審査委員長は、指導者協議会会長が行う。また、副委員長は指導者協議会の中から委員長が指名する。

3 事務局は、日本赤十字社沖縄県支部に置く。

## (表彰)

第3条 表彰は学校表彰及び個人表彰とする。

## (学校表彰基準)

第4条 学校表彰については、次の基準を満たすものとする。

### (1)優秀校

ア. 青少年赤十字加盟校として過去の表彰から継続した活動実績があること。

イ. 青少年赤十字の実践目標を理解し他校の模範となるような活動を実施していること。

### (2)優良校

ア. 青少年赤十字の実践目標を理解し他校の模範となるような活動を実施していること。

### (3)奨励賞

ア. 青少年赤十字加盟校として活動し、今後も継続的な活動が期待されること。

(個人表彰基準)

第5条 個人表彰については次の基準を満たすものとする。

(1)功労賞

- ア. 当該年度に所属校を卒業する者。
- イ. 赤十字精神のもと青少年赤十字活動を積極的行なった者。
- ウ. 1年以上の活動実績がある者。

(申込み及び推薦)

第6条 受賞校(者)の申込み及び推薦は、次の通りとする。

(1)学校表彰

学校長が別紙様式1により申込み、指導者協議会が表彰審査委員会へ推薦する。

(2)個人表彰

学校長が別紙様式2により推薦し、指導者協議会が表彰審査委員会へ推薦する。

(表彰の実施)

第7条 表彰は、次の通り実施する。

- (1)表彰は日本赤十字社沖縄県支部長及び指導者協議会長の連名をもって行なう。
- (2)表彰状の授与は沖縄県青少年赤十字大会において行う。
- (3)但し、特別な事情のある場合は、学校の卒業式等において行うことができる。

(附則)

第8条 平成3年12月1日施行「青少年赤十字メンバー(個人)表彰要領」は廃止する。

- 2 この内規に定めるもののほか必要な事項については、表彰審査委員会において定める。

この要領は、平成23年10月4日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日に一部改定する。